

確定給付企業年金用

企業型確定拠出年金から確定給付企業年金への個人別管理資産
移換申出書

確定拠出年金記録関連運営管理機関 殿
確定給付企業年金事業所等（実施事業所または基金） 殿

確定拠出年金法第54条の4および確定給付企業年金法第82条の5の規定により、企業型確定拠出年金から
確定給付企業年金へ個人別管理資産の移換を申し出ます。

※太線枠内を必ず全てご記入ください。

基礎年金番号		氏名	生年月日	性別
カガナ		カガナ	年 月 日	1: 男 2: 女
住所				
〒 - - 連絡先電話番号 (- -)				

移換先情報

確定給付企業年金事業所等（実施事業所または基金）名称	日本ITソフトウェア企業年金基金	勤務先事業所所在地	
		勤務先事業所名称	
住所			
〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-7 渡辺商事赤坂ビル3階			

移換元情報

確定拠出年金 記録関連運営管理機関名称 (□にチェックを記入ください)	登録番号
<input type="checkbox"/> 日本インバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（株） ※契約番号・契約名・口座番号もご記入下さい	0000011
<input type="checkbox"/> 日本レコード・キーピング・ネットワーク（株） ※企業名・加入者番号もご記入下さい	0000074
<input type="checkbox"/> SBIベネフィット・システムズ（株）	0000115
<input type="checkbox"/> 損保ジャパン日本興亜DC証券（株）	0000015

移換申出に当たっての留意事項

- 企業型確定拠出年金から確定給付企業年金への移換は、以下の場合に行うことができます。
 - ・企業型確定拠出年金の資格を喪失し、確定給付企業年金の加入者である場合
 - ・企業型確定拠出年金の個人別管理資産がある場合
 - ・加入された確定給付企業年金の規約において確定拠出年金から移換できる旨が定められている場合（加入されている確定給付企業年金の規約については、確定給付企業年金の事業所等へお問い合わせください。）
- この申出書は、移換元の確定拠出年金記録関連運営管理機関宛に提出してください。送付先は、裏面をご確認ください。
- 提出された申出書は、移換元の確定拠出年金記録関連運営管理機関から記入いただいた上記移換先の確定給付企業年金の事業所等へ提出いたします。
- この申出書は、企業型の加入者資格喪失日の翌月から6ヵ月後の月末（以下、お申出期限）までにご提出ください。お申出期限を経過した場合には、確定拠出年金法に基づき、企業型年金の資産は国民年金基金連合会もしくは別の企業型年金へ自動的に移換されますので、本申出書はお申出期限までにご提出ください。ただし、本申出書の送付日数や処理日数の関係上、お申出期限の直前にご送付いただいた場合には、確定給付企業年金への移換が行えない場合がありますので早めにご提出ください。

移換元確定拠出年金記録関連運営管理機関記入欄		移換先確定給付企業年金事業所等記入欄	
受付日	確認項目	受付日	
年 月 日	口座の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日	
	個人別管理資産の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
受付印	資格喪失の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	受付印	
	資格喪失日 年 月 日		

<送付先 確定拠出年金記録関連運営管理機関>

送付先確定拠出年金記録関連運営管理機関名称	送付先住所
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（株） 業務センター宛	〒220-8122 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー22F
日本レコード・キープ・ネットワーク（株） 事務センター宛	〒141-6008 東京都品川区大崎2-1-1 ThinkPark Tower 8F
SBIベネフィット・システムズ（株）業務企画部宛	〒106-6019 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー15F
損保ジャパン日本興亜DC証券（株）ご加入者サービス部 移受換宛	〒163-0650 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル50F